

富労発基 0830 第1号
令和6年8月30日

一般社団法人
富山県経営者協会 会長 殿

富山労働局長



富山県最低賃金の改正額等の周知について（依頼）

平素より労働行政の推進に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、富山県最低賃金（地域別最低賃金）は、現行額（時間額 948 円）を 50 円引上げ、令和6年10月1日（火）から時間額998円となります。

最低賃金制度が労働者のセーフティーネットとして機能するためには、改正された最低賃金額の周知徹底が極めて重要となります。

また、昨年度に引き続いて今年度も過去最大の引上げ額となり、賃金引上げや生産性向上に取り組む企業・事業者への支援がこれまで以上に求められています。このため、厚生労働省では「業務改善助成金」や「キャリアアップ助成金」、富山県では「富山県賃上げサポート補助金」を設け、企業・事業者の後押しを強化しているところです。

つきましては、貴殿におかれましても、広報誌・ホームページへの記事掲載等により、改正最低賃金額や支援策の周知に特段の御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

併せて、改正最低賃金額や支援策をまとめたリーフレットについても関係窓口での配布等、御配慮を賜りますようお願い申し上げます。

【問合せ先】 富山労働局 労働基準部 賃金室
成田、佐竹
〒930-8509 富山市神通本町1丁目5番5号
TEL : 076-432-2735
E-mail : chinginshitsu-toyamakyoku@mhlw.go.jp

確かめよう

富山県最低賃金



たしかめたん

富山県最低賃金（地域別最低賃金）は、年齢や雇用形態（パート・学生アルバイト等）にかかわらず、富山県内の事業場で働く全ての労働者に適用されます。

時間額 998円

（引上げ額 +50円）

【発効日】令和6年10月1日(火)

★ 助成金のご案内 ★

厚生労働省では、最低賃金引上げにかかる中小企業・小規模事業者に対する支援策の一環として、事業場内で最も低い賃金を引き上げ、かつ、設備投資などを行った場合に、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」等、様々な支援策を設けています。

また、富山県において、業務改善助成金の上乗せ補助として「富山県賃上げサポート補助金」が設けられています。是非御活用ください。

【業務改善助成金】

○ 問い合わせ先

業務改善助成金コールセンター Tel：0120-366-440

○ 申請先

富山労働局 雇用環境・均等室 Tel：076-432-2728

住所：〒930-8509 富山市神通本町1-5-5



【富山県賃上げサポート補助金】

○ 申請・問い合わせ先

富山県 商工労働部 労働政策課 Tel：076-444-8897

住所：〒930-8501 富山市新総曲輪1-7



【キャリアアップ助成金】賃金規定等改定コース（業務改善助成金と併給できない場合があります。）

上記支援策とは別に有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用させた場合に、引上率に応じて助成が受けられます。

○ 申請・問い合わせ先

富山労働局 助成金センター Tel：076-432-9172

住所：〒930-0008 富山市神通本町1-6-9

MIPSビル



★最低賃金に関するお問い合わせは、富山労働局賃金室(☎076-432-2735)又は県内の労働基準監督署へ

富山労働局

(R06.08)